

利根川河口部水災害対策協議会

設立主旨

利根川河口堰下流の利根川本川河口部においては、令和元年10月の台風第19号による洪水、平成23年3月の東北地方太平洋沖地震による津波（東日本大震災）をはじめ、洪水や津波等の水災害により、浸水被害が頻発しており、沿川を中心として地域の生活や社会経済活動等に影響を及ぼしております。

国土交通省では、利根川水系利根川・江戸川河川整備計画【大臣管理区間】に基づき、無堤部の築堤、河道しゅんせつ等の河川改修（ハード対策）を行っていますが、現計画に基づく河川改修には、なお、時間と費用がかかります。そのため、当該地域の防災・減災を進めるためには、情報伝達・発信、避難、訓練などのソフト対策も併行して進めていく必要があります。

そこで、利根川河口部において、ハード対策及びソフト対策を一体的に取り組み、水災害に対する安全・安心の向上を図るため、国・県・市の関係機関による協議会を設置し、関係機関の連携・協力のもと、施策を進めてまいります。

当面は、昨年の台風第19号による被害に鑑み、洪水対策を中心に取り組むものとしします。